

第4回 紀南地域廃棄物処理促進協議会 全体会議

会 議 資 料

日時：平成17年1月17日（月）

場所：田辺市役所 4階 第1委員会室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 事業主体について（第1号議案）

（1）事業主体設立準備会議報告・・・・・・・・・・資料1、2

（2）事業主体への参加意向調査報告

（3）事業主体設立までの検討事項について・・・・・・・・資料3、4

3 . 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会について（報告）

4 . その他

5 . 閉 会

事業主体設立準備会議 検討結果（報告）

構成

小竹博一（御坊市助役）、畑中雅央（由良町助役）、谷口邦弘（日高地域産業廃棄物対策連絡協議会副会長）、柴田修（田辺市助役）、榎本忠晴（白浜町助役）、橘一郎（紀南広域産業廃棄物問題連絡協議会理事）、西村忠之（新宮市助役）、清野武志（串本町助役）、夏山晃一（新宮商工会議所副会頭）、高瀬武治（和歌山県環境政策局長）

検討経過

・第1回(5/31)、第2回(7/7)、第3回(8/17)、第4回(11/29)

検討結果：事業主体設置（案）

1 法人格

事業主体の組織は、県、市町村、産業界の三者による第3セクター方式とし、その法人格は民法第34条に基づく財団法人とする。

2 基本財産

事業主体の設立当初の基本財産額は70,000千円とし、県が20,000千円、市町村が30,000千円、産業界が20,000千円出捐し造成するものとする。なお、事業主体が最終処分場の建設用地を決定した時点で、事業規模に応じて基本財産の増資、又は（財）和歌山環境保全公社との統合を検討する。

3 業務

事業主体の業務は、環境大臣から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5に基づき廃棄物処理センターの指定を受けて実施する、一般廃棄物及び産業廃棄物の資源化・減量化の推進とその後どうしても残る処理残渣の処分に関する以下の3点とする。

廃棄物処理施設の建設

廃棄物処理施設の維持その他の管理

廃棄物の資源化・減量化を進めるための普及啓発等の施策の実施

4 資金計画

事業主体が事業を実施するために必要な経費は、持ち込まれる廃棄物の種類と量（一般廃棄物と産業廃棄物）に応じて按分し、一般廃棄物部分については市町村が、産業廃棄物部分については排出事業者が負担することとする。

5 役員

事業主体に理事長、副理事長、理事及び監事を置き、出捐団体から然るべき立場の者が就任する。

6 理事会

事業主体の議決機関として理事（理事長及び副理事長を含む）をもって構成される理事会を置くこととする。

7 調整会議

3に掲げる業務を円滑に実施するため、出捐団体と事業主体の調整会議を設ける。

8 事務局

事業主体の事務を処理するため事務局を置き、事務局には業務内容に応じた所用の職員を置く。なお、職員については、市町村及び県からの派遣により対応することとし、その人件費は参加市町村及び県で負担する。

9 所在地

事業主体の事務所は、田辺市に置く。

10 設立時期

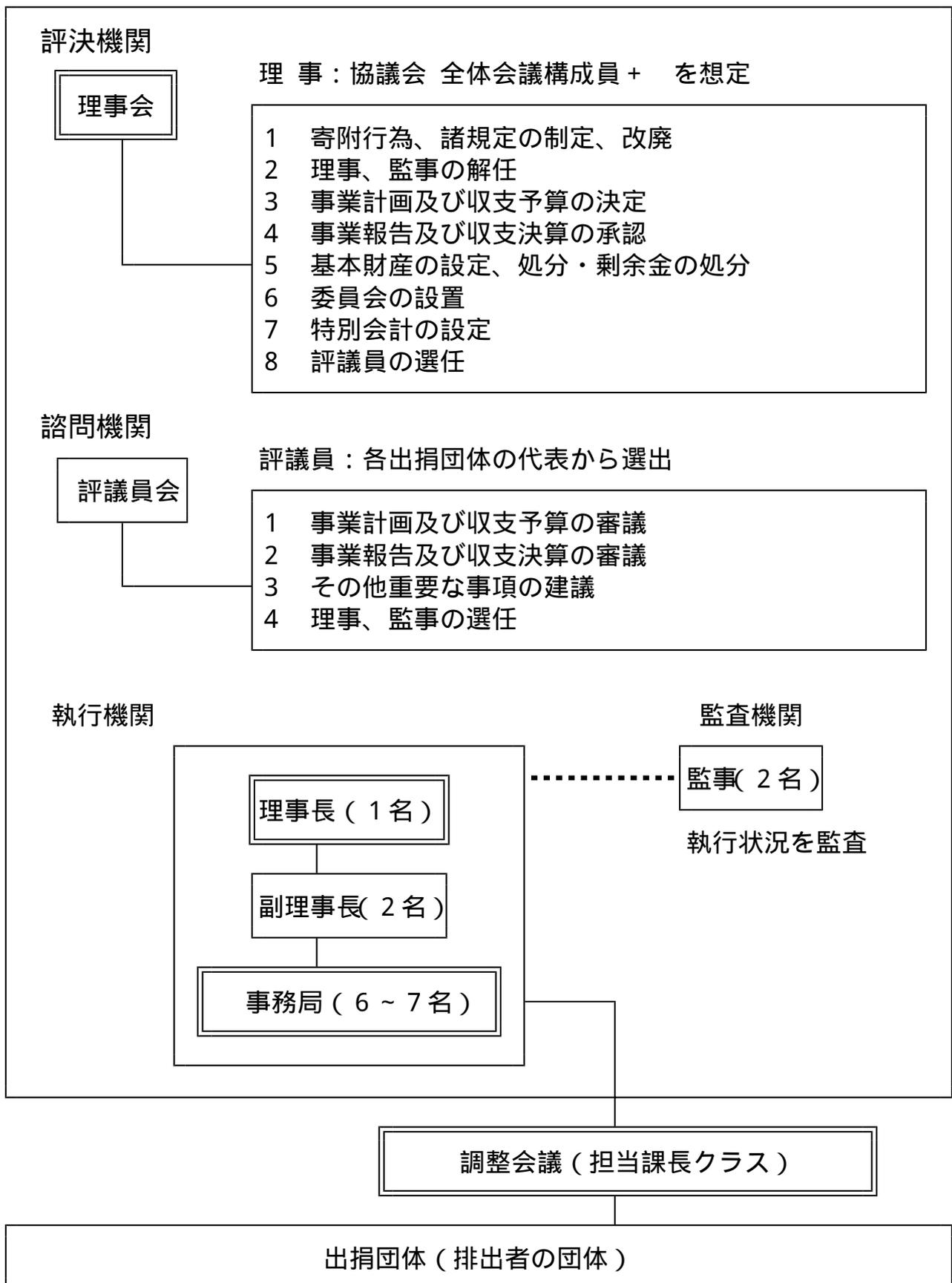
事業主体の設立の時期は、平成17年度の早い時期を目指す。

事業主体（案）

事業主体設置（案）	説明
<p>1 法人格 事業主体の組織は、県、市町村、産業界の三者による第3セクター方式とし、その法人格は<u>民法第34条に基づく財団法人</u>とする。</p> <p>2 基本財産 事業主体の<u>設立当初の基本財産額は70,000千円</u>とし、県が20,000千円、市町村が30,000千円、産業界が20,000千円出捐し造成するものとする。なお、事業主体が最終処分場の建設用地を決定した時点で、事業規模に応じて基本財産の増資、又は（財）和歌山環境保全公社との統合を検討する。</p> <p>3 任務 事業主体の業務は、環境大臣から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5に基づき<u>廃棄物処理センター</u>の指定を受けて実施する、一般廃棄物及び産業廃棄物の資源化・減量化の推進とその後どうしても残る処理残渣の処分に関する以下の3点とする。 廃棄物処理施設の建設 廃棄物処理施設の維持その他の管理 廃棄物の資源化・減量化を進めるための普及啓発等の施策の実施</p> <p>4 資金計画 事業主体が事業を実施するために必要な経費は、持ち込まれる廃棄物の種類と量（一般廃棄物と産業廃棄物）に応じて按分し、一般廃棄物部分については市町村が、産業廃棄物部分については排出事業者が負担することとする。</p>	<p>（1 法人格について） 県、市町村、産業界が連携して取り組むことという本来の趣旨を考慮し、第3セクター方式とした。 法人格については、株式会社及び財団法人について検討したが、税制面の優遇、行政からの人の派遣等を考慮し、財団法人とした。</p> <p>（2 基本財産について） 基本財産額については、事業を実施する上で、金融機関から借り入れることとなる金額を考慮すると150,000千円程度必要と考えられるが、当初の各出捐団体における負担の大きさを考慮し、設立時には70,000千円造成することとし、多額の借入が必要となる段階で、基本財産の増資または（財）和歌山環境保全公社との統合を検討することとした。 県、市町村、産業界それぞれの負担額については、（財）和歌山環境保全公社の例を参考とし、産業界に関しては紀北との産業構造の違いを考慮し、県20,000千円、市町村30,000千円、産業界20,000千円とした。</p> <p>（3 任務について） 事業主体は、広域的に廃棄物処理を行う法人であることを法的に明確にし、併せて国等の財政支援を受けるため、廃棄物処理法第5条の5に基づく廃棄物処理センターの指定を受けることとした。 事業主体の任務としては、紀南地域廃棄物適正処理検討委員会答申の趣旨を具現化することを基本とし、「廃棄物の資源化・減量化を進めるための普及啓発等の施策の実施すること」及び「資源化・減量化残渣を適正に処理するための施設の整備及びその適正な維持管理」とした。</p> <p>（4 資金計画について） 施設整備までの経費については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の9に基づき、一般廃棄物に係る業務と産業廃棄物に係る業務に区分することとした。 なお、この区分は税制面で公益事業（一般廃棄物処理事業）と営利事業（産業廃棄物処理事業）を区分する際にも必要なものである。 一般廃棄物と産業廃棄物の経費の按分比率については（7.5:2.5）とした。 施設整備までに要する経費のうち、一般廃棄物部分に係る経費については市町村が負担することとし、産業廃棄物部分に係る経費については、事業主体が借入等により調達し、処理手数料により償還することとした。なお、その際には、国等の財政支援を受けることとする。 維持管理に要する経費については、市町村からの一般廃棄物処理手数料及び排出事業者からの産業廃棄物処理手数料により賄うこととした。</p>

事業主体設置（案）	説明
<p>5 役員 事業主体に理事長、副理事長、理事及び監事を置き、出捐団体から然るべき立場の者が就任する。</p>	<p>（5 役員について） 事業主体に通常の財団法人の例にならない理事長、副理事、理事及び監事を置くこととした。</p>
<p>6 理事会 事業主体の議決機関として理事（理事長及び副理事長を含む）をもって構成される理事会を置くこととする。</p>	<p>（6 理事会について） 事業主体に通常の財団法人の例にならない評決機関として理事会を置くこととした。 理事会の役割は、事業計画及び予算の決定、寄附行為等諸規定の制定改廃、評議員の決定等、とした。</p>
<p>7 調整会議 3に掲げる業務を円滑に実施するため、出捐団体と事業主体の調整会議を設ける。</p>	<p>（7 調整会議について） 事業主体が事業を円滑に進めるためには、各出捐団体との連絡調整、協議等（事業主体が出捐団体の意向の把握する、あるいは事業主体から排出者である出捐団体に対し受け入れ基準の遵守や資源化減量化の徹底を指示する）が重要であることから、<u>設置を明確化</u>することとした。</p>
<p>8 事務局 事業主体の事務を処理するため事務局を置き、事務局には業務内容に応じた所用の職員を置く。なお、職員については、市町村及び県からの派遣により対応することとし、その人件費は参加市町村及び県で負担する。</p>	<p>（8 事務局について） 事務局については、現協議会事務局から円滑に移行すること考慮し、<u>市町村及び県からの派遣</u>により対応することとした。 市町村及び県からの派遣職員の人件費については、事業主体立ち上げ時には資金面での問題が予想されるので、<u>市町村及び県で負担</u>することとした。</p>
<p>9 所在地 事業主体の事務所は、田辺市に置く。</p>	<p>（9 所在地について） 事業主体の事務所については、現協議会からの事務の円滑な移行を考慮し、<u>田辺市内</u>に置くこととした。</p>
<p>10 設立時期 事業主体の設立の時期は、平成17年度の早い時期を目指す。</p>	<p>（10 設立時期について） 協議会の取り組みを途切れることなく事業主体に継続し、早期に任務を実現するため、事業主体の設立については<u>平成17年度の早い時期</u>とした。</p>

財団法人の組織



財団法人紀南廃棄物処理センター（仮称）設立までのスケジュール

(H16年度)	
1. 末	— 産業界出資額確定予定
2. 中旬	— 協議会事業主体設立準備会議 (1) 参画団体の確認（産業界も含めて） (2) 発起人総会に向けた検討
2. 下旬 ~3. 中旬	— 設立許可に関する主務官庁（県庁 主務課、文書法制担当課）と事前調整
3. 下旬	— 協議会全体会議・財団法人設立発起人総会 2月の準備会議での検討事項を議事とする (設立代表者に対し許可申請事務を委任) 〔財団法人設立発起人総会承認事項〕 財団の設立趣意書 寄附行為 事業計画、収支予算案 設立代表者 協議会からの寄附（協議会の財産を事業主体に寄附する） 財団の諸規定（運用規程、公印規程、事務局規程、旅費規程等） 組織及び役職員（理事、監事、評議委員、事務局等） 許可申請時における事務の設立代表者への一任 その他 (その後必要な事務) 財団法人設立許可申請書の作成・・・必要書類の整備（設立総会議事録） 役員提出書類の受領 役員就任承諾書及び経歴書・印鑑登録証明書
(H17年度)	
4. 1	— 協議会事務局に準備室設置（協議会事務局がそのまま移行）
4. 月上旬	— 県に公益法人設立許可申請（審査に2～3ヶ月必要） 申請までに出捐団体からの寄附書を提出してもらう（確約書のようなもの）
7. 1	— 財団法人の設立許可（見込み）
7. 4	— 法務局へ財団法人登記申請書提出予定
7. 11	— 設立登記申請審査結果確定（見込み）

事業主体設立準備会議における検討事項

財団の設立趣意書

寄附行為

事業計画、収支予算案

設立代表者

協議会からの寄附（協議会の財産を事業主体に寄附する）

財団の諸規定（運用規程、公印規程、事務局規程、旅費規程等）

組織及び役職員（理事、監事、評議委員、事務局）

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

16年度事業 「公共関与による最終処分場整備に係る用地選考について」

協議会から「委員会」へ諮問
 用地選考の考え方
 考え方に基づく複数候補地域の選考

